

# 日本銀行の政策・業務とバランスシート

2004年6月28日  
企画室<sup>(注1)</sup>

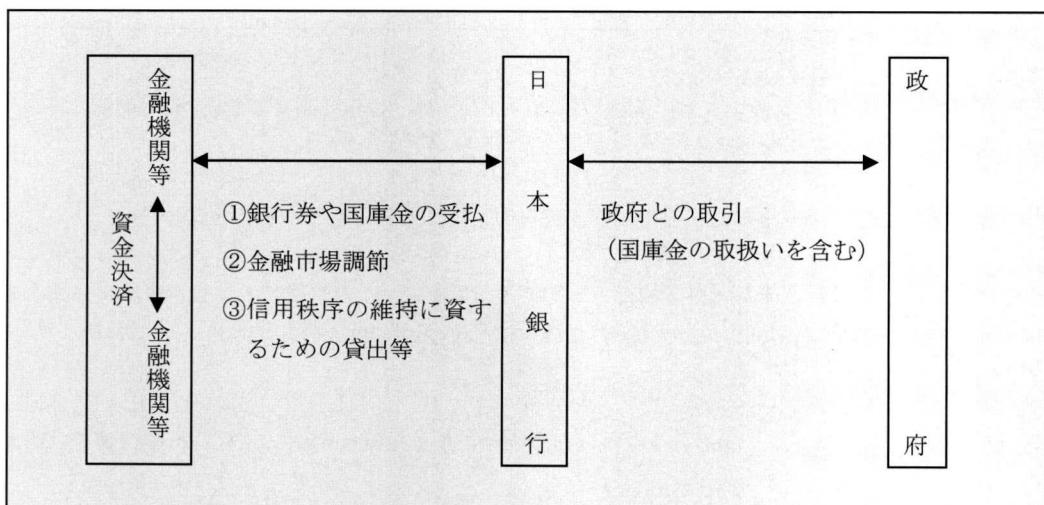
## 1. はじめに

日本銀行のバランスシートには、日本銀行の政策や業務の結果が集約的に反映される。このため、日本銀行のバランスシートの変動を理解することは、日本銀行の行う様々な政策や業務を理解する上でも有用である。

本稿は、そのような目的意識から日本銀行の政策・業務とバランスシートの関係について解説する。以下では、まず、日本銀行のバランスシートの規模を概観した後、金融機関等や政府

との取引<sup>(注2)</sup>に伴うバランスシートの変動について説明する。このうち、金融機関等との取引は、①銀行券や国庫金の受払、②オペレーション等、日本銀行の行う金融市場調節、③信用秩序の維持に資するための日本銀行貸出等の3つに、大別することができるが、それぞれの類型について章を改めて説明することとする。最後に、日本銀行のバランスシート運営の基本的考え方について解説する。

(図表1) 日本銀行を巡る主要取引の概念図



(注1) 現「企画局」。なお、本稿は、2002年7月に公表した同名の論文(『日本銀行調査月報』2002年7月号掲載)を2004年6月現在の情報に基づいて改訂したものである。

(注2) 日本銀行では、本稿が対象とする取引以外にも、外貨資産の運用や外国中央銀行等との取引等を行っている。

なお、日本銀行のバランスシートおよび自己資本についてはBOX1に掲載されている資料

[BOX1]

日本銀行のバランスシートおよび自己資本についての資料

日本銀行では、以下のようにバランスシート関連の計数や解説を定期的に对外公表している。

名 称	頻 度	日本銀行ホームページアドレス
営業毎旬報告	毎旬	<a href="http://www.boj.or.jp/about/about.htm#kaikei">http://www.boj.or.jp/about/about.htm#kaikei</a>
事業概況・決算	半期毎	同上
通貨及び金融の調節に関する報告書	半期毎	<a href="http://www.boj.or.jp/seisaku/04/seisaku.htm#hanki">http://www.boj.or.jp/seisaku/04/seisaku.htm#hanki</a>
業務概況書	1年毎	<a href="http://www.boj.or.jp/about/about.htm#unei">http://www.boj.or.jp/about/about.htm#unei</a>

(参考)

マネタリーベースと日本銀行の取引	1ヶ月毎	<a href="http://www.boj.or.jp/stat/boj/boj.htm#10">http://www.boj.or.jp/stat/boj/boj.htm#10</a>
日本銀行の対政府取引 <sup>(注1)</sup>	1ヶ月毎	<a href="http://www.boj.or.jp/stat/boj/boj.htm#19">http://www.boj.or.jp/stat/boj/boj.htm#19</a>
行政コスト計算財務書類 <sup>(注2)</sup>	1年毎	<a href="http://www.boj.or.jp/about/about.htm#kaikei">http://www.boj.or.jp/about/about.htm#kaikei</a>

(注1) 2004年度から公表開始。

(注2) 特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(2001年6月、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会公表)に基づくもの。

また、講演等を通じて中央銀行にとっての自己資本の意味についても説明を行っている。

- 植田審議委員講演「自己資本と中央銀行」(2003年10月25日、於2003年度日本金融学会秋季大会。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/press/03/ko0310f.htm>>および『日本銀行調査月報』2003年12月号に掲載。)
- 須田審議委員講演「デフレと金融政策」(2003年7月2日、於大分大学、2003年6月4日、於東北大大学。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/press/03/ko0307a.htm>>および『日本銀行調査月報』2003年7月号に掲載。)
- 福井総裁講演「金融政策運営の課題」(2003年6月1日、於2003年度日本金融学会春季大会。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/press/03/ko0306a.htm>>および『日本銀行調査月報』2003年6月号に掲載。)

## 2. 日本銀行のバランスシートの規模

2003年度末における日本銀行のバランスシートの規模は、149.4兆円と既往ピークとなった(前年比8.2兆円増)。バランスシート拡大の背景を、負債サイドからみると、「政府預金」は国庫の運営上発生した余裕金の減少を受けて縮小したもの、「当座預金」が日本銀行による潤

沢な資金供給を反映して増加したほか、「発行銀行券」も増加した。資産サイドでは、主として「国債」が増加した。

2003年度末のバランスシートの状況を1995年度末と比較すると、規模は58兆円から149兆円へと約2.5倍に拡大している。バランスシートの規模の対名目GDP比率も、12%から30%に上昇している。

(図表2) 2003年度末の日本銀行のバランスシート

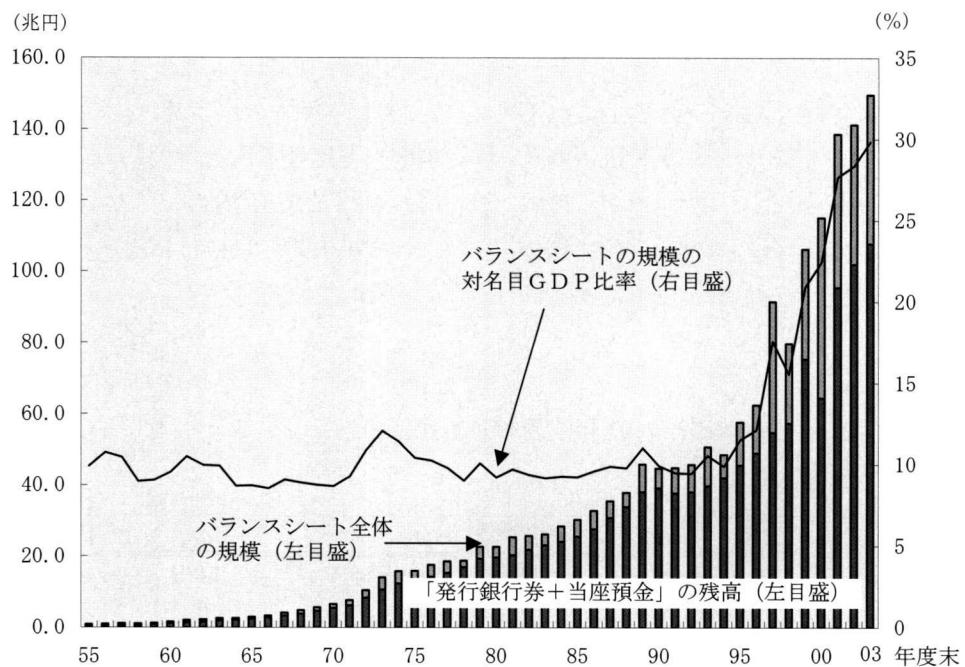
資産	残高	前年差	構成比	負債・資本	残高	前年差	構成比
買現先勘定	11.1	▲1.1	7.5	発行銀行券	71.4	+0.3	47.8
買入手形	27.2	▲1.9	18.2	当座預金	36.4	+5.4	24.3
国債	100.0	+11.4	67.0	政府預金	13.1	▲1.5	8.8
長期国債	65.6	+7.1	43.9	売現先勘定	19.9	+2.3	13.3
短期国債	34.4	+4.3	23.1	売出手形	2.6	皆増	1.7
貸出金	0.1	▲0.1	0.1	自己資本	5.2	+0.0	3.5
外国為替	4.2	▲0.0	2.8	その他とも計	149.4	+8.2	100.0
資産担保証券	0.1	皆増	0.1				
金銭の信託 (信託財産株式)	1.9	+0.8	1.3				
その他とも計	149.4	+8.2	100.0				

(注1) 長期国債の評価方法は、2003年度までは低価法を採用していた。2004年度からは償却原価法に変更した。

(注2) 短期国債には政府短期証券(FB)を含む。

(注3) 自己資本は、資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。)、特別準備金、貸倒引当金(特定の債権に係る損失に備えるためのものを除く。)、債券取引損失引当金および外国為替等取引損失引当金の合計額。

(図表3) 日本銀行のバランスシートの規模の推移



## [BOX 2]

### 日本銀行が保有する長期国債・外債の評価方法の変更について

日本銀行では、2004年度より長期国債の評価方法を低価法から償却原価法に、外債の評価方法を低価法から時価法に変更した（各評価方法の概要は下記参照）。

低価法は、企業会計基準における金融商品会計への時価会計の導入により、2000年度以降、民間においては採用されなくなった。また、独立行政法人等の公的機関でも企業会計基準の考え方を取り入れる動きは広範化している。こうした動きを踏まえて、日本銀行も、企業会計基準の考え方を取り入れ、保有実態に即した金融資産の評価方法を採用することが必要と判断した。

この間、日本銀行では、長期国債については、基本的に銀行券の発行残高の増加にあわせる形で買切りオペを実施してきている。また、外債については、日本銀行が保有する外貨資産の安全かつ効率的な運用を図る観点から、売却・再投資等を行ってきている。

こうしたそれぞれの資産の保有実態を勘案して、長期国債については、企業会計基準において満期保有目的の債券に適用される償却原価法を、外債については、企業会計基準において売買目的有価証券に適用される時価法を、それぞれ採用することが適当と判断した。

#### 【各評価方法の概要】

##### <低価法>

期末時点で時価評価を行い、時価が簿価を下回り含み損がある銘柄について、各銘柄の含み損の合計額を評価損として損益計算書上、計上する方法。

## &lt;償却原価法&gt;

取得原価と額面の差額を、償還期限までの間、毎期均等に償却する方法。これに伴う損益は、損益計算書上、国債利息に含める形で計上する。

## &lt;時価法&gt;

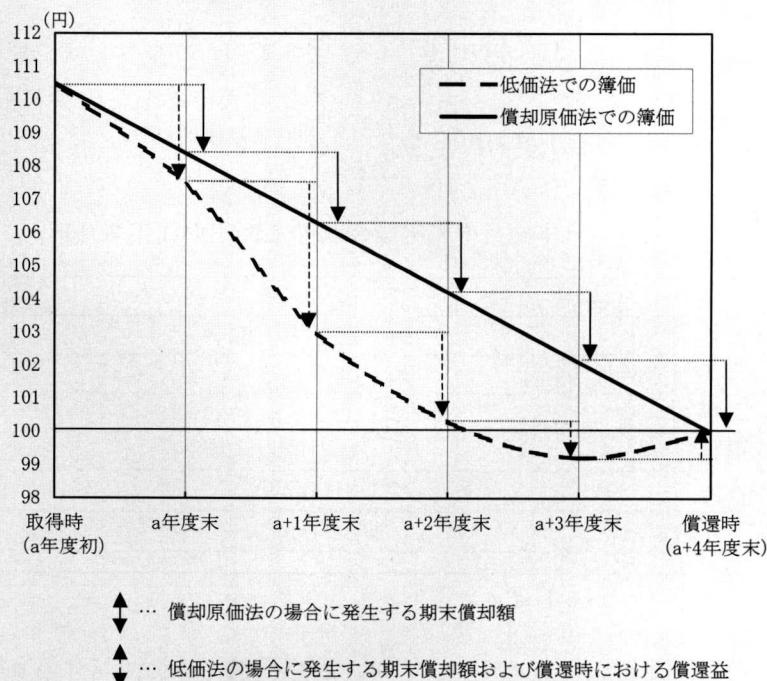
期末に時価評価を行い、含み益がある場合には含み益相当額の評価益を、含み損がある場合には含み損相当額の評価損を損益計算書上、計上する方法。

## [BOX 3]

## 金利上昇時の日本銀行が保有する長期国債の収益面への影響

BOX 2で記述したように、日本銀行では、2004年度より長期国債の評価方法を低価法から償却原価法に変更した。この結果、2004年度決算からは、金利上昇により保有長期国債の時価が低下しても、金利上昇に伴う会計上の評価損失は発生しないこととなった。もっとも、保有期間に中に時価がどのように変動しても、取得時から償還時までの期間を通じて見れば、取得原価と償還額の差額が収益または損失となるという意味では、保有期間にを通じての損益は、低価法でも償却原価法でも変わらない。

## 【低価法と償却原価法における簿価および損益の推移】



(注) 点線は低価法における簿価の推移を示しており、時価の推移と一致。

また、他の主要中央銀行と比較すると、バランスシートの規模、バランスシートの規模の対名

目GDP対比は、いずれも米国・連邦準備銀行<sup>(注3)</sup>、欧州中央銀行<sup>(注4)</sup>を上回っている。

(図表4) 主要中央銀行のバランスシート規模の比較

		日本銀行	米国・連邦準備銀行 (F R B)	欧州中央銀行 (E C B)
1998 年度	バランスシート 規模 (A)	80兆円	54百億ドル (63兆円)	69百億ユーロ (92兆円)
	名目GDP (B)	512兆円	875百億ドル (1,008兆円)	599百億ユーロ (796兆円)
	(A) / (B)	16%	6%	12%
2003 年度	バランスシート 規模 (A)	149兆円	77百億ドル (83兆円)	83百億ユーロ (112兆円)
	名目GDP (B)	501兆円	1,099百億ドル (1,177兆円)	725百億ユーロ (975兆円)
	(A) / (B)	30%	7%	12%

(注1) F R Bは12地区連銀の連結ベース。E C Bはユーロ参加国の中央銀行の連結ベース。

(注2) バランスシートの作成時点は、日本銀行：1999年3月末、2004年3月末、F R B：1998年12月末、2003年12月末、E C B：1999年1月初日、2003年12月末。

(注3) 円換算額は、各時点の為替レートを使用。

### 3. 当座預金取引に伴う日本銀行の バランスシートの変動

日本銀行は、主要な資金・証券決済の担い手

である銀行や証券会社、短期金融市場における仲介業者である短資会社等と当座預金取引を行っている<sup>(注5)</sup>。

(図表5) 日本銀行の当座預金取引先数(2004年3月末)

都市銀行	7	信用金庫	285
地方銀行	64	組合中央機関	5
第二地方銀行協会加盟行	50	証券会社	42
在日外国銀行	71	証券金融会社	3
長期信用銀行	2	証券取引所等	3
信託銀行	27	短資会社	3
その他とも合計			607

(注3) 12地区連銀の連結ベース。

(注4) ユーロ参加国の中央銀行の連結ベース。

(注5) 日本銀行は、当座預金取引の選定基準を政策委員会において決定し(1998年6月26日)、対外公表している(日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo01.htm>>掲載。)。

日本銀行と当座預金取引を行っている先（以下「取引先」という）の当座預金は、金融市場調節等の日本銀行との取引（次項4. 参照）を除けば、①他の取引先との間の資金決済、②銀行券の受払、③国庫金の受払によって増減する。但し、日本銀行当座預金全体でみると、①は相殺されるため、②と③によって増減する。

こうした銀行券や国庫金の受払に伴う日本銀行のバランスシートの動きを整理すると次のとおりである。

#### （1）銀行券

銀行等の取引先は、取引先の顧客（企業や個人等）が預金の引出しや預入れを行った場合等に、銀行券の受払を行っている。取引先が顧客に払い出す銀行券は、日本銀行から払い出される。日本銀行が取引先に対して銀行券を払い出した場合、日本銀行はその取引先の当座預金を引き落とすため、負債サイドにおいて、「発行銀行券」の科目が増加する一方、「当座預金」の科目が減少する。銀行券受入れの場合には、逆の動きとなる。

#### ▽銀行券払出し

発行銀行券 +	
当座預金 -	

（図表6）銀行券残高の推移

（兆円）

2001年 3月末	2002年 3月末	2003年 3月末	2004年 3月末
58.7	67.9	71.1	71.4

#### （2）国庫金

銀行等の取引先が顧客から受け入れた税金、

社会保険料等の国庫金を、国庫に払い込む際には、負債サイドにおいて、「政府預金」の科目が増加する一方、「当座預金」の科目が減少する。取引先が国庫から払い出された公共事業費、年金等の資金を受け入れる場合には、その逆の動きとなる。

#### ▽国庫金の払込み

当座預金 -
政府預金 +

（図表7）政府預金残高の推移

（兆円）

2001年 3月末	2002年 3月末	2003年 3月末	2004年 3月末
22.1	12.9	14.6	13.1

こうした銀行券や国庫金の受払による日本銀行当座預金の変動に対応して、日本銀行は、以下で説明するオペレーション等によって、当座預金の増減を調節している。

### 4. 金融市场調節による日本銀行のバランスシートの変動

日本銀行は、取引先を相手とした国債や手形の売買等 — オペレーション（以下、「オペ」という） — を主たる手段として、政策委員会・金融政策決定会合で決定した方針に沿った金融市场調節を行っている。以下では、こうした金融市场調節に伴って生じる日本銀行のバランスシートの変動について説明する。

#### （1）資金供給

「当座預金」の科目を増加させる資金供給手段とバランスシートの動きは次のとおりである。

## イ. 買切り形式のオペ

### (イ) 国債買入オペ

国債買入オペは、日本銀行が、入札によつて長期国債（中期国債を含む）を買い入れるオペである。

本オペを実行すると、資産サイドでは「国

債」の中の「長期国債」の科目が増加する。長期国債の買入代金は、オペ対象先の当座預金に入金されるため、オペを実施すれば「当座預金」の科目が増加する。

### ▽国債買入オペ

長期国債 +	当座預金 +
--------	--------

### [BOX 4]

#### 長期国債の買入額

日本銀行は、2001年3月19日の金融政策決定会合において、金融市場調節の主たる操作目標を、それまでの無担保コールレート（オーバーナイト物）から日本銀行当座預金残高に変更した。

その際、日本銀行当座預金を円滑に供給する上で必要な場合には、長期国債の買入額を増額することとした。毎月の長期国債買入額の推移は、以下のとおりである。

2001年	7月まで	4,000億円
	8月～	6,000億円
2002年	1月～	8,000億円
	3月～	10,000億円
	11月～	12,000億円

また、あわせて日本銀行が保有する長期国債の残高の上限を銀行券発行残高とすることとした。これは、日本銀行が保有する資産の固定化を回避し<sup>(注)</sup>、金融調節の機動性を確保するとともに、日本銀行による長期国債買入額の増額が、国債価格の買い支えや財政ファイナンスを目的とするものではないという趣旨を明確にするためのものである。

(注) この点については、7. (1) 参照。

#### (口) 短期国債買入オペ

短期国債買入オペは、日本銀行が、入札によって短期国債（割引短期国債＜T B＞および政府短期証券＜F B＞）を買い入れるオペである。本オペを実施すると、資産サイドでは「国債」の中の「短期国債」の科目が増加する。

##### ▽短期国債買入オペ

短期国債 +	当座預金 +
--------	--------

#### (ハ) 資産担保証券買入オペ

資産担保証券買入オペ<sup>(注6)</sup>は、日本銀行が、資産担保債券については公募価格をベースに、資産担保コマーシャル・ペーパーについては入札によって買い入れるオペである。本オペを実施すると、資産サイドでは「資産担保証券」の科目が増加する。

##### ▽資産担保証券買入オペ

資産担保証券 +	当座預金 +
----------	--------

#### 口. 現先形式のオペ

##### (イ) 国債買現先オペ、CP買現先オペ

国債買現先オペ<sup>(注7)</sup>、CP買現先オペは、日本銀行が、あらかじめ定めた期日に売り戻す条件を付して、入札によって、各々、国債、CPを買い入れ、これを上記の期日に、金利

相当額を加えた金額でオペ対象先に売り戻すオペである。この国債買現先オペ、CP買現先オペを実施すると、資産サイドでは「買現先勘定」の科目が増加する<sup>(注8)</sup>。売戻し時には、その逆の動きとなる。

##### ▽国債買現先オペ、CP買現先オペ

買現先勘定 +	当座預金 +
---------	--------

#### (ロ) 手形買入オペ

手形買入オペは、日本銀行が、手形金額から入札によって決定された割引率による金利相当額を差し引いた金額で手形を買い入れ、手形の満期日にオペ対象先から手形金額を受け取るオペである。

買入対象となる手形は、日本銀行が適格と認めた債券や手形等を担保として、オペ対象先が振り出した手形である。本オペを実施すると、資産サイドでは「買入手形」の科目が増加する。満期時には、その逆の動きとなる。

##### ▽手形買入オペ

買入手形 +	当座預金 +
--------	--------

#### ハ. 補完貸付

補完貸付は、貸付先からあらかじめ受け入れている担保金額の範囲内で、貸付先からの借入申込みを受け、「公定歩合」により、日本銀行

(注 6) 資産担保証券買入オペは、2003年6月に、2006年3月末までの時限措置として導入された。買入限度額は1兆円。

(注 7) 国債買現先オペは、2002年9月に、短期国債買現先オペおよび国債借入オペ（いわゆるレポ・オペ）に代えて導入された、長期国債および短期国債双方を対象とする新現先取引によるオペ。

(注 8) 2001年度から、民間の会計基準が変更されていること等を踏まえ、「現先取引」は実質的には「金融取引（債券を担保とする資金の運用・調達）」であるとの考え方に基づき、日本銀行においても、「現先取引」を金融取引として会計処理することとし、資産サイドに「買現先勘定」を新設した。この結果、従来は、国債買現先オペ、CP買現先オペを実施すると、各々「国債」、「買入手形」の科目が増加していたが、「買現先勘定」の科目が増加することになった。

が受動的に実行する貸付である。この補完貸付を実行すると、資産サイドでは「貸出金」の科目が増加する。返済時には、その逆の動きとなる。

$\nabla \text{補完貸付}$	
貸出金 +	当座預金 +

## (2) 資金吸收

「当座預金」の科目を減少させる資金吸収手段とバランスシートの動きは次のとおりである。

### イ. 売切り形式のオペ

#### 短期国債売却オペ

短期国債売却オペは、日本銀行が、入札によって短期国債を売却するオペである。本オペを実施すると、資産サイドでは「国債」の中の「短期国債」の科目が減少する。

$\nabla \text{短期国債売却オペ}$	
短期国債 -	当座預金 -

### ロ. 現先形式のオペ

#### (イ) 国債売現先オペ

国債売現先オペは、日本銀行が、あらかじめ定めた期日に買い戻す条件を付して、入札によって国債を売却し、これを、上記の期日に、売却価格に期間利回りに相当する金利相当額を加えた金額でオペ対象先から買い戻す

オペである。本オペを実施すると、負債サイドにおける「売現先勘定」の科目が増加する<sup>(注9)</sup>。買戻し時には、その逆の動きとなる。

#### $\nabla \text{国債売現先オペ}$

当座預金 -	
	売現先勘定 +

#### (ロ) 手形売出オペ

手形売出オペは、日本銀行が、為替手形を振り出し、これを手形金額から入札により決定された割引率による金利相当額を差し引いた金額で売り出し、手形の満期日にオペ対象先に対して手形金額を支払うオペである。本オペを実施すると、負債サイドでは「売出手形」の科目が増加する。満期時には、その逆の動きとなる。

#### $\nabla \text{手形売出オペ}$

当座預金 -	
	売出手形 +

#### ハ. 補完供給を目的として行う国債売現先<sup>(注10)</sup>

補完供給を目的として行う国債売現先は、日本銀行が、原則として売却日の翌営業日に買い戻す条件を付して、入札により国債を売却し、これを、上記の期日に、売却価格に期間利回り<sup>(注11)</sup>に相当する金利相当額を加減した金額で対象先から買い戻す取引である。本取引は、日本銀行が、売却

(注 9) 2001 年度から、「現先取引」を「金融取引」として会計処理することとし、負債サイドに「売現先勘定」の科目を新設した。2000 年度までは、国債の売現先取引を行うと、バランスシートは縮小していたが、会計処理方法の変更後は縮小しなくなった。

(注 10) 国債の補完供給制度を含め、国債市場と日本銀行の関わり方については、「国債市場と日本銀行」(日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/ronbun/04/ron0404b.htm>>および『日本銀行調査月報』2004 年 5 月号に掲載。) 参照。

(注 11) 期間利回りは、資金運用利回りから国債の品貸料を引いた値であり、資金運用利回りが低い場合には、マイナスとなる。

対象となる国債の流動性が著しく低下していることが懸念される場合において、その影響が市場全体に波及する惧れがあるなど、金融市場の情勢等を勘案して適当と認めるときに実施される。本取引を実施すると、負債サイドにおける「売現先勘定」の科目が増加する。買戻し時に

は、その逆の動きとなる。

▽補完供給を目的として行う国債売現先

当座預金	—
売現先勘定	+

(図表8) オペ残高の推移

(兆円)

	資金供給									資金吸収			
	短期国債 買現先 オペ	短期国債 買入 オペ	国債借入 オペ	国債 買現先 オペ	C P 買現先 オペ	手形買入 オペ (本店)	手形買入 オペ (全店)	資産担保 証券買入	補完貸付	短期国債 売現先 オペ	短期国債 売却 オペ	国債 売現先 オペ	手形売出 オペ
2002年													
4月末	0.0	30.7	8.1	—	2.8	10.5	16.5	—	0.0	0.5	0.0	—	6.4
5月末	0.0	27.7	5.7	—	3.2	7.7	18.9	—	0.0	0.0	0.0	—	7.0
6月末	0.0	28.1	3.7	—	3.3	5.8	18.0	—	0.0	0.0	0.0	—	6.6
7月末	0.0	28.2	4.4	—	2.3	8.9	18.0	—	0.0	0.0	0.0	—	3.8
8月末	0.0	28.4	4.7	—	2.1	9.8	19.9	—	0.0	0.0	0.0	—	7.7
9月末	0.0	27.4	3.5	—	2.6	8.0	20.0	—	0.2	0.0	0.0	—	4.6
10月末	0.0	24.8	3.6	—	1.9	9.2	17.9	—	0.0	0.0	0.0	—	9.4
11月末	—	23.1	0.5	2.2	2.7	7.9	19.7	—	0.0	—	0.0	0.0	5.9
12月末	—	22.8	—	3.7	3.8	8.1	19.9	—	0.0	—	0.0	0.0	1.7
2003年													
1月末	—	21.6	—	4.5	2.7	8.0	18.9	—	0.0	—	0.0	0.0	1.9
2月末	—	22.3	—	6.5	3.1	9.8	18.9	—	0.0	—	0.0	1.4	4.4
3月末	—	24.7	—	8.3	3.9	9.8	19.3	—	0.1	—	0.0	0.0	0.0
4月末	—	23.1	—	4.1	2.7	7.1	19.0	—	0.0	—	0.0	0.0	6.3
5月末	—	20.5	—	3.2	2.8	8.5	19.3	—	0.0	—	0.0	0.0	2.9
6月末	—	17.7	—	3.6	2.8	6.9	16.6	—	0.0	—	0.0	0.8	0.6
7月末	—	18.6	—	4.9	2.7	5.1	18.5	0.0	0.0	—	0.0	0.0	2.8
8月末	—	18.0	—	5.3	2.6	7.5	17.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	2.6
9月末	—	19.1	—	5.7	2.8	9.8	15.6	0.0	0.0	—	0.0	0.0	2.4
10月末	—	18.2	—	4.0	2.8	8.2	15.6	0.1	0.0	—	0.0	0.8	4.1
11月末	—	18.1	—	3.4	2.8	9.6	15.6	0.1	0.0	—	0.0	0.0	4.4
12月末	—	18.0	—	3.3	2.8	7.4	16.4	0.1	0.0	—	0.0	0.0	0.0
2004年													
1月末	—	17.9	—	2.5	2.7	8.8	16.4	0.1	0.0	—	0.0	0.8	0.0
2月末	—	17.9	—	1.6	2.6	10.4	17.2	0.1	0.0	—	0.0	0.8	1.8
3月末	—	19.3	—	2.3	2.7	9.8	17.4	0.1	0.0	—	0.0	0.0	2.6

(注1) 「短期国債買入オペ」の残高は、同オペの累計額から償還分（繰上償還を除く）を控除した額。また、「短期国債売却オペ」の残高は、同オペの累計額から償還分を控除した額。

(注2) 「国債買現先オペ」および「国債売現先オペ」は2002年11月より開始。これに伴い、「短期国債買現先オペ」、「短期国債売現先オペ」および「国債借入オペ」は廃止され、「短期国債買現先オペ」および「国債借入オペ」は「国債買現先オペ」に、「短期国債売現先オペ」は「国債売現先オペ」にそれぞれ移行。

(注3) 「資産担保証券買入」は2003年7月より開始。

## 5. 信用秩序の維持に資するための貸出等に伴うバランスシートの変動

日本銀行は、金融機関間の資金決済の円滑化やシステム・リスクの顕現化の防止のために、金融機関等に対し、必要な流動性供給を行うことがある。また、金融機関保有株式の価格変動リスクの軽減を促すために、銀行保有株式の買入れを行っている。以下では、こうした日本銀行の貸出および株式買入に伴うバランスシートの変動について、説明する。

### (1) 33条貸出、37条貸出、38条貸出

日本銀行は、金融機関が何らかの事情により流動性不足に陥った場合に、信用秩序の維持に資するため、「最後の貸し手」として資金供給を行うことがある。

こうした資金供給は、①通常業務（日本銀行法第33条）として、債券や手形等を担保とする手形貸付などの形で実行するもののほか、②金融機関等の偶発的（例えば、コンピューターの故障等）かつ一時的な資金不足に対応（日本銀行法第37条）したり、内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）および財務大臣の要請に対応（日本銀行法第38条）する場合に、担保の差入れを条件とせず、政策委員会の決定に基づき実行するものもある。

これらの貸出を実行すると、資産サイドでは「貸出金」の科目、負債サイドでは「当座預金」の科目が増加する。返済時には、その逆の動きとなる。

▽貸出	
貸出金 +	当座預金 +

なお、日本銀行は、日本銀行の当座預金と国債の決済方法を2001年初にRTGS<sup>(注12)</sup>に移行したことに伴って、資金決済を円滑に進めるため、金融機関に対し、当該金融機関が差し入れた担保の範囲内で、無利息の日中当座貸越を供与している。こうした日中当座貸越は当日中の返済を条件としており<sup>(注13)</sup>、終業時には原則として残高がゼロとなるため、日中当座貸越によって終業時のバランスシートは変動しない。

### (2) 預金保険機構向け貸付

日本銀行では、預金保険機構が業務上必要とする資金は民間からの調達を優先した上で、なお不足する場合に、信用秩序維持の観点から一時的なつなぎ資金を供給し得ることとしている。本貸付を実行すると、資産サイドでは「貸出金」の中の「預金保険機構貸付金」の科目、負債サイドでは「当座預金」の科目が増加する。返済時には、その逆の動きとなる。

▽預金保険機構向け貸付	
預金保険機構貸付金 +	当座預金 +

### (3) 株式買入

現在、日本銀行は、金融機関保有株式の価格変動リスクの軽減を促すために、銀行保有株式

(注12) RTGS (Real-Time Gross Settlement) —— 「即時グロス決済」 —— とは、日本銀行の取引先が日本銀行に向けて発した決済の指図について、その一つ一つが日本銀行に届けられ次第、直ちに実行される決済方法である。従来の「時点ネット決済」と比較して、決済リスクを削減できるメリットがある。

(注13) 日中当座貸越については、当日中の返済を条件としているが、終業時において日中当座貸越の残高がある取引先については、当該残高について、基準貸付利率（公定歩合）に年6%の割合を加算した利率に基づいて計算した額の延滞利息を徴すこととしている。

の買入れを行っている<sup>(注14)</sup>。本株式買入は、金銭の信託を設定し、信託財産として株式を買入れる方法により行っている。本株式買入を行うと、資産サイドでは「金銭の信託（信託財産株式）」の科目、負債サイドでは「当座預金」の科目が増加する。

#### ▽株式買入

金銭の信託（信託財産株式）	+	当座預金	+
---------------	---	------	---

## 6. 政府との取引による日本銀行のバランスシートの変動

日本銀行は、政府との間で預金の受払を初めとする様々な取引を行っている。以下では、政府との取引に伴う日本銀行のバランスシートの変動について、その概要を説明する<sup>(注15、16)</sup>。

### （1）政府預金の取扱い

日本銀行は、「政府の銀行」として国庫金の出納事務を取り扱っており<sup>(注17)</sup>、政府から預かった国庫金は、負債サイドの「政府預金」の科目に計上している。「政府預金」は、税金、社会

保険料等の受け入れや公共事業費、年金等の支払いのほか、外国為替市場への介入等により増減する。

国庫の運営上発生した余裕金については、政府預金勘定内において、無利子の当座預金から有利子の国内指定預金<sup>(注18)</sup>への組替整理が行われている。国内指定預金の金利については、F Bの直近の公募入札における募入平均利回りを上回らないように設定されている。

### （2）F Bの引受けと償還

政府が国庫資金繰りの必要上発行するF Bについては、1998年度まで「定率公募残額日銀引受方式」により発行されていた。これはあらかじめ金利を定めて市中公募を行い、応募額が発行予定額に満たない場合には、日本銀行が残額を引き受ける方式である。F Bの発行金利が市場金利よりも低かったため、結果的に発行額の殆ど全額を日本銀行が引き受けていた。

しかし、政府は、1999年度より発行の一部につき「公募入札方式」を導入し、2000年度には完全に「公募入札方式」による発行へ移行した。

(注14) 本株式買入は、2002年10月に財務大臣および内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）から日銀法第43条第1項但書の認可を受けて開始した。2004年9月末までの時限的措置。買入限度額は3兆円。

(注15) 日本銀行では、政府との取引について「対政府取引に関する基本要領」を定め（1999年3月26日政策委員会決定。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/about/basic/yoryo/yoryo12.htm>>掲載。）、これに則して政府との間の取引を行っている。

(注16) 日本銀行では、2004年3月末まで、時限的な政府との取引として、外為特会からの外債の売戻条件付買入を行った。この外為特会からの外債の売戻条件付買入は、財務省が一時借入金等の限度額に余裕がないと認める場合に、日本銀行への外債の売却以外の方法により必要な円資金の調達が可能となるまでのやむを得ない時限的な対応として、2003年12月に導入された。買入限度額は10兆円、買入れを行う期間は2004年3月末まで（売戻期限は、買入日から3ヶ月以内だが、最長で2004年6月末まで延長可能。）とされた。

(注17) 日本銀行法第35条第1項「日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、国庫金を取り扱わなければならない。」、同条第2項「日本銀行は、前項の規定により国庫金を取り扱う場合には、第33条第1項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。」

(注18) 国内指定預金への付利は、F Bの「公募入札方式」への移行（1999年4月）後、予算決算及び会計令第107条（「日本銀行は、国の預金については、財務大臣の特に定めるものに限り、その定めるところにより相当の利子を附さなければならぬ。」）に基づいて、行っている。

この結果、日本銀行が引き受けたFBの残高が大幅に減少した。また、日本銀行の国への受動的な信用供与の発生という問題も基本的に解消された。

なお、公募入札移行後も、円売り介入等、国庫に予期せざる資金需要が生じた場合等には、例外的に日本銀行が所要のFBを引き受けている<sup>(注19)</sup>。FBを引き受けると、資産サイドでは「国債」の中の「短期国債」の科目が、負債サイドでは「政府預金」の科目が増加する（償還時には、その逆の動きとなる）。なお、こうして引き受けたFBについては、次回以降の公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還を受けている。

#### ▽FBの引受け

短期国債 +	政府預金 +
--------	--------

（図表9）FB引受残高の推移

（兆円）

2001年 3月末	2002年 3月末	2003年 3月末	2004年 3月末
0.9	1.1	2.0	8.7

#### （3）国債整理基金および財政融資資金との取引

現在、日本銀行は、国債整理基金および財政融資資金の余裕資金の運用や資金繰り上のニーズに応じるため、以下の取引を行っている。

- ①日本銀行が保有する利付国債の買戻条件付売却（長期国債売現先）
- ②日本銀行が保有する政府短期証券または割引短期国債の売却（短期国債売却）
- ③国債整理基金または財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れ（短期国債買入）

日本銀行では、国債整理基金の資金繰り運営上発生した余裕金の大部分を長期国債売現先によって受け入れており、その上で生じる少額の資金の過不足については短期国債売却や短期国債買入によって対応している。また、財政融資資金の資金繰り運営上発生した余裕金については、長期国債売現先のほか、政府預金（国内指定預金）によって受け入れている。

長期国債売現先を実施すると、負債サイドの「売現先勘定」の科目が増加し、「政府預金」の科目が減少する。短期国債買入や短期国債売却を実施すると、資産サイドでは「国債」の中の「短期国債」の科目、負債サイドでは「政府預金」の科目が増減する<sup>(注20)</sup>。

#### ▽政府に対する長期国債売現先

政府預金 -	売現先勘定 +
--------	---------

#### ▽政府からの短期国債買入

短期国債 +	政府預金 +
--------	--------

（注19）財政法第7条は「国は、国庫金の出納上必要があるときは、財務省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。」と定めており、日本銀行法第34条には、「日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第1項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。（中略）第4号 財務省証券その他の融通証券の応募又は引受け」との定めがある。日本銀行によるFB引受けは、こうした法律の規定に基づいて行っている。なお、国庫に予期せざる資金需要が生じた場合のほか、外国中央銀行等への売却等日本銀行自らの業務運営上必要のある場合にも、FBを引き受けている。

（注20）国債整理基金または財政融資資金からの短期国債買入を行うと、まず政府預金が増加するが、増加した政府預金が長国買現先（日本銀行のバランスシートでは、負債サイドの「売現先勘定」）に振り替わる場合、政府預金は増加しない。

(図表 10) 国債整理基金および財政融資資金との取引残高の推移

	(兆円)			
	2001年3月末	2002年3月末	2003年3月末	2004年3月末
長期国債売現先	▲20.8	▲22.2	▲17.5	▲18.3
短期国債売買	0.0	0.0	0.1	0.0

(注) ▲はネット売却超。

#### (4) 保有国債の借換えのための引受け

財政法と日本銀行法は、日本銀行による国債の引受けを原則として禁じている。もっとも、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で、これを認めている。具体的には、日本銀行の国債の引受けは、市場から買い入れた長期国債の償還および国債整理基金が行う買入消却に応じて実施する長期国債の売却<sup>(注 21)</sup>に際して、その借換えのために引き受けるケースについて行われている<sup>(注 22)</sup>。

日本銀行では、自ら必要があると判断する場合に、あらかじめ年度毎に政策委員会の決定を経て、借換えのための引受けを行っている。

最近の実績をみると、日本銀行がオペにより取得した長期国債の償還期限到来分については、1998 年度までは、再度、長期国債により借換え

引受けを行っていたが、1999 年度以降はこれに代えて 1 年物 T B を引き受けている。こうして引き受けた T B の償還期限が到来した場合の取扱いについては、日本銀行の資産の状況等に照らして、償還の都度、現金償還を受けるか再び T B を引き受けるかを判断することとしている<sup>(注 23、24)</sup>。

日本銀行が保有する長期国債の償還期限が到来し、借換えのための T B 引受けを行った場合には、資産サイドにおける「国債」の中の「長期国債」の科目が減少し、「短期国債」の科目が増加する。引き受けた T B の償還期限が到来した場合に、T B で借換えのための引受けを行うと、「国債」の中の「短期国債」の科目は増減しない一方、現金償還を受けると、同科目が減少し、負債サイドの「政府預金」の科目が減少する<sup>(注 25)</sup>。

(注 21) 国債整理基金が行う買入消却に応じて実施する長期国債の売却に際して、その借換えのために T B を引き受けるケースについては、6. (5) 参照。

(注 22) 財政法第 5 条は「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」と定めている。また、日本銀行法第 34 条には、「日本銀行は、我が國の中央銀行として、前条第 1 項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。(中略) 第 3 号 財政法第 5 条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け」との定めがある。これらの定めに基づいて、毎年度の特別会計予算総則において、国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額は「同行の保有する公債の借換えのために必要な金額」と規定されている。

(注 23) 2002 年度以降は全額現金償還を受けている。

(注 24) 短期国債買入オペで買入された T B については、1999 年の買入開始以降、現金償還を受けている。

(注 25) 借換債の償還資金は政府預金から払い出されるが、国債整理基金が日本銀行からの長期国債買現先(日本銀行のバランスシートでは、負債サイドの「売現先勘定」の科目に計上)を取り崩して、償還資金を政府預金に振り替えた場合、政府預金は増減しない。



(図表 11) 債還期限到来国債の借換えのための引受けの実施状況

(兆円)

	長期国債		T B <sup>(注)</sup>	
	償還額	引受額	償還額	引受額
2000 年度	2.5	0.0	3.8	3.7
2001 年度	4.2	0.0	3.7	5.0
2002 年度	3.6	0.0	5.0	3.4
2003 年度	6.5	0.0	3.4	6.4

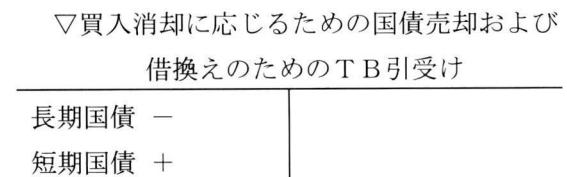
(注) 短期国債買入オペによって買い入れたT Bを除く。

### (5) 国債整理基金が行う買入消却に応じるための国債売却

政府では、2008 年度における 10 年利付国債等の大量償還に備え、国債の発行額・償還額の平準化を行う目的で、2002 年度以降、2008 年度に償還を迎える 10 年利付国債および 20 年利付国債を対象に、買入消却を実施している。

日本銀行では、政府が実施している買入消却の趣旨に鑑み、また、現時点での金融調節面への影響も勘案し、政策委員会の決定を経て、2004 年度に、4,000 億円を限度として買入消却に応じることとし、また、買入消却に応じた場合には、T B で借換えのための引受けを行うこととした。

買入消却に応じて国債を売却し、借換えのための T B 引受けを行った場合には、資産サイドにおける「国債」の中の「長期国債」の科目が減少し、「短期国債」の科目が増加する。



## 7. 日本銀行のバランスシート運営の基本的考え方<sup>(注26)</sup>

日本銀行は、日本銀行法で定められた目的を遂行するために、政策・業務を行っている。そうした政策・業務は、いずれも日本銀行のバラン

(注26) これまで公表している日本銀行のバランスシートおよび自己資本についての資料は、前掲BOX 1 参照。

シートに反映される。その意味で、日本銀行のバランスシートは、その時々の金融・経済情勢とそれを踏まえた日本銀行の政策運営により変化するものである。

政策・業務を適切に運営するために、日本銀行は、以下に解説するような考え方を基本としてバランスシート運営を行っている。

なお、米国・連邦準備制度（F R S）のバランスシート運営の考え方については、後掲BOX 5 参照。また、海外の中央銀行のバランスシートの構成については、後掲BOX 6 参照。

#### （1）資産の満たすべき要件

日本銀行は、政策を遂行していくに当って、資産等の健全性、流動性、中立性の確保に努めている。

#### イ. 健全性

日本銀行が保有する資産や受け入れる担保は、高い信用力を持ったものになるように努めている<sup>(注27)</sup>。仮に資産や担保の健全性が毀損され、日本銀行が損失を被ると、その損失は日本銀行が国庫に納める納付金の減少を通じて、最終的には国民の負担となる。また、日本銀行が債務

超過となり政府の財政的な支援に依存せざるを得なくなると、自らの判断で適切な政策や業務の運営を行うことが困難となるとの見方が広がり、その結果、適切な政策や業務の運営が脅かされる惧れがある。

日本銀行の資産の中で最も高いウエイトを占めている国債は、高い信用力を有する金融商品である。現先オペで買い入れるC Pや担保として受け入れる企業振出手形、社債等の民間企業の債務については、信用力が十分であるかどうかを、日本銀行が自ら一定の基準を設けて適格性を審査している<sup>(注28)</sup>。一旦適格とした企業債務であっても、信用力が低下した場合には日本銀行の現先オペ買入対象や適格担保から外す扱いをしている。

更に、日本銀行は、信用秩序の維持に資するため、日本銀行法第38条に定める信用供与（いわゆる「特融等」）を実施しているが、その際にも、日本銀行の財務の健全性維持には、十分に配慮している<sup>(注29)</sup>。

#### ロ. 流動性

金融政策運営の機動性を確保するためには、資産の流動性に常に配慮していくことが重要で

（注27）金融制度調査会の「日本銀行法の改正に関する答申」（1997年2月）では、「発行保証制度の廃止後においても、中央銀行の財務の健全性の重要性が減ずるわけではなく、銀行券の価値に対する信認を確保するためにも、中央銀行の全体としての財務の健全性に対する十分な配慮が必要である」とされている。発行保証制度については、旧日本銀行法において規定されていた、銀行券発行高に見合う優良資産を日本銀行が保有することを義務付ける制度であったが、1997年に成立した新日本銀行法において廃止された。

（注28）審査基準や考え方については、「企業の信用判定基本要領」（2000年10月13日政策委員会決定。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/about/basic/yoryo/yoryo19.htm>>掲載。）参照。また、日本銀行の信用判定制度の概要については「日本銀行における信用判定制度の概要 — 財務諸表分析に定性分析を加味して適格性を判断 —」（マーケット・レビュー2000年12月号。日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/ronbun/00/kmr00j03.htm>>掲載。）参照。

（注29）日本銀行は、以下の4原則に基づいて、特融等の実施の可否を判断することとしている。

- ①システムック・リスクが顕現化する惧れがあること。
- ②日本銀行の資金供与が必要不可欠であること。
- ③モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられること。
- ④日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること。

ある。即ち、中央銀行が金融調節を行っていくに当っては、負債の伸縮にあわせて、資産を伸縮させることが必要になるが、資産の流動性が低下すると、負債を機動的かつ円滑に調整することが困難になる。こうした観点から、日本銀行は、保有する資産について、償還期限のバランスに留意し、全体として残存期間が長期化しないように、また、必要なときには、いつでも容易に売却できるものであるように、努めている。

前述のとおり、日本銀行では、償還期限の到来した長期国債については、1年物T Bで借換え引受けを行うと同時に、借換え引受けしたT Bについては、現金償還を受けるという対応を

採ってきた。これは、資産の流動性の確保への配慮を示す一例である<sup>(注30)</sup>。

#### ハ. 中立性

日本銀行では、自らの資産保有が当該資産市場の価格形成に影響を与えないように努めている。仮に日本銀行が特定の金融資産を集中的に保有すると、その金融市場の規模によっては、日本銀行が、市場の価格形成に影響を及ぼし、資源分配の中立性を阻害する惧れがある。

中立性を確保するために、日本銀行は、市場の厚みがあり流動性の高い金融資産をオペの買入対象とすることを原則としている。

#### [BOX 5]

##### 米国・連邦準備制度（F R S）のバランスシート運営の考え方

米国・連邦準備制度（F R S）は、2002年12月20日、”Alternative Instruments for Open Market and Discount Window Operations”と題するレポートを公表した。これは、財政黒字増加に伴う米国債残高の減少を背景に、米国債以外の金融資産を用いた代替的な金融調節手段について検討するようにとの米国・連邦公開市場委員会（F O M C）の指示に基づき作成されたものである。

本レポートでは、米国・連邦準備制度（F R S）のポートフォリオ運営の基本原則として、以下の4点が提示されている。

- ①米国・連邦準備制度（F R S）による金融政策運営の独立性が確保されること  
(instrument independence)。
- ②オペレーションが資金配分(credit allocation)や金融資産の相対価格(relative prices)に与える歪みを最小限のものにすること。
- ③米国・連邦準備制度（F R S）のポートフォリオの流動性を維持するとともに、各種リスク（信用リスク・金利リスク等）を適切に管理すること。
- ④透明性およびアカウンタビリティが確保されること。

本文で記述した、日本銀行におけるバランスシート運営の基本的な考え方と対比してみると、②は、資産の中立性確保、③は、資産の流動性確保に対応する。

(注30) 資産の流動性確保と長期国債買入オペにおける銀行券ルールについては前掲BOX 4参照。

## (2) 自己資本の充実

日本銀行では、将来の損失発生に備えて、資本金に加え、法定準備金や引当金等の自己資本<sup>(注31)</sup>を約5兆円保有している。「期末の自己資本残高÷期中における日本銀行券の発行平均残高」により「自己資本比率」を算出し、財務の健全性を維持する観点から、この比率が概ね10%±2%の範囲となるように、

政策委員会の決定を経て、引当金の積立て・取崩し<sup>(注32)</sup>や法定準備金の積立て<sup>(注33)</sup>を行っている<sup>(注34)</sup>。法定準備金については、損失の補てんや配当に充てる場合に取り崩すことができる<sup>(注35)</sup>が、これまで、その実績はない。

なお、日本銀行は、当期剰余金<sup>(注36)</sup>から法定準備金の積立てと出資者に対する配当を差し引いた残り全額を、国庫に納付することとなっている<sup>(注37)</sup>。

(注31) 具体的には、資本金、法定準備金（当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。）、特別準備金、貸倒引当金（特定の債権に係る損失に備えるためのものを除く。）、債券取引損失引当金および外国為替等取引損失引当金の合計額。なお、資本金は日本銀行法により1億円とされており、そのうち55百万円は政府出資となっている（日本銀行法第8条第1項「日本銀行の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資による一億円とする。」同条第2項「前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。」）。

(注32) 日本銀行法施行令第15条「日本銀行は、各事業年度において、債券（国債その他の財務省令で定める債券をいう。次項において同じ。）又は外国為替等（外国為替及び外国通貨で表示された資産（財務省令で定めるものに限る。）をいう。次項において同じ。）のそれぞれについて、その売買、保有等に伴い生じた収益の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（次項において「収益金額」という。）が、その売買、保有等に伴い生じた損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（次項において「損失金額」という。）を超えるときは、財務省令で定めるところにより、それぞれ、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金として積み立てることができる。」同条第2項「前項の債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金は、各事業年度において、債券又は外国為替等のそれぞれについて、損失金額が収益金額を超えるときにおけるその超える部分の金額の補てんに充てる場合のほか、取り崩してはならない。ただし、財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」

(注33) 日本銀行法第53条第1項「日本銀行は、各事業年度の損益計算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の額の百分の五に相当する金額を、準備金として積み立てなければならない。」

(注34) 2002年度末、2003年度末の自己資本比率は、銀行券平残の大幅な増加によりそれぞれ7.62%、7.33%と8%を下回った。日本銀行としては、債券取引損失引当金および外国為替等取引損失引当金について、取崩しを行わないこととしたほか、法定準備金について、日本銀行法第53条第1項で義務付けられている当期剰余金の5%を超える金額を積立て（日本銀行法第53条第2項「日本銀行は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、財務大臣の認可を受けて、同項の剰余金の額のうち同項の規定により積み立てなければならないとされる額を超える金額を、同項の準備金として積み立てることができる。」）など、自己資本比率の低下幅を抑えるように努めた。

(注35) 日本銀行法第53条第3項「前二項の規定により積み立てられた準備金は、日本銀行において生じた損失の補てん又は次項の規定による配当に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。」

(注36) 当期剰余金は、経常利益に特別損益（引当金の積立て・取崩しを含む）、税金を加減したもの。

(注37) 日本銀行法第53条第5項「日本銀行は、各事業年度の損益計算上の剰余金の額から、第1項又は第2項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を、当該各事業年度終了後二月以内に、国庫に納付しなければならない。」

[BOX 6]

主要国中央銀行のバランスシートの特徴

米国・連邦準備銀行(FRB) <sup>(注1)</sup>は、資産の大部分を国債、負債の大部分を銀行券が占めている。これは、①銀行券見合いの資金供給を主に国債の買入れによって行っているほか、②国庫余裕金の一部が市中で運用されているため、政府預金の残高が低水準であり、銀行券以外の負債のウエイトが低いこと等が背景である。

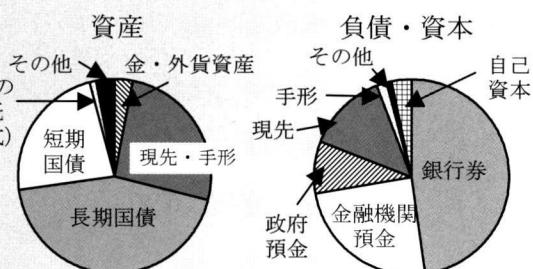
欧州中央銀行(ECB) <sup>(注2)</sup>は、資産に占める外貨資産・金・レポのウエイトが高く、負債に占める銀行券のウエイトが低い。これは、①ECB発足前からユーロ参加国の中央銀行は保有外貨資産・金のウエイトが高かったこと、②ECBは担保を裏付けとしたレポ形式によるオペが中心的なマーケットへの資金供給手段であること、③国債・外債・金の評価益 <sup>(注3)</sup>を負債サイドの再評価勘定に計上する会計処理方法を採用しており、銀行券以外の負債ウエイトが高いこと等が背景である。

日本銀行(2004年3月末)

資産	(兆円)	
	負債・資本	
金	0.4	銀行券 71.4
外貨資産	4.2	金融機関預金 36.4
現先・手形	38.4	政府預金 13.1
国債	100.0	現先 19.9
(長期国債)	65.6	手形 2.6
(短期国債)	34.4	その他 0.9
金銭の信託(株式)	1.9	
その他	4.5	自己資本 5.2
合計	149.4	合計 149.4

\*総資産対比の自己資本の比率: 3.5%

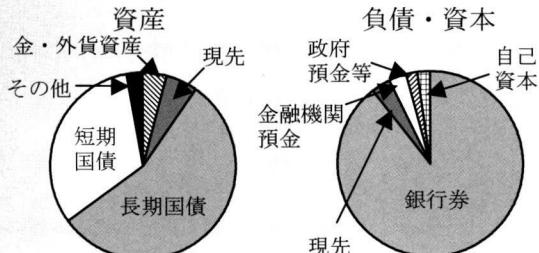
(構成比)



米国・連邦準備銀行(2003年12月末)

資産	(百億ドル)	
	負債・資本	
金	1.1	銀行券 69.0
外貨資産	2.0	現先 2.6
現先	4.4	金融機関預金 2.3
国債	67.6	政府預金 0.6
(長期国債)	42.2	その他 1.0
(短期国債)	24.5	
その他	2.1	自己資本 1.8
合計	77.1	合計 77.1

\*総資産対比の自己資本の比率: 2.3%



(注1) 12地区連銀の連結ベース。

(注2) ヨーロッパ参加国の中央銀行の連結ベース。

(注3) 欧州中央銀行(ECB)は時価法を採用しているが、評価益は損益計算書に反映させずに、財務諸表の負債サイドの再評価勘定に計上している。これは、「透明性と収益の厳格な認識の調和を図る」ためとされている。

## 欧州中央銀行（2003年12月末）

資産	(百億ユーロ)		
	負債・資本		
金	13.0	銀行券	43.6
外貨資産	19.3	金融機関預金	14.7
レポ	29.8	政府預金	3.4
国債	4.3	再評価勘定	6.8
国債以外の債券	5.4	その他	9.0
その他	11.6	自己資本	6.0
合計	83.5	合計	83.5

\* 総資産対比の自己資本の比率：7.2%

